



再造林に向けた林業機械による地拵え(福島県古殿町)

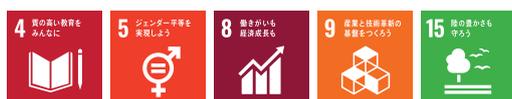
## 第Ⅱ章

# 林業と山村(中山間地域)

我が国の林業は、森林資源の循環利用等を通じて森林の有する多面的機能の発揮に寄与してきた。施業の集約化等を通じた林業経営の効率化や、林業従事者の育成・確保等に向けた取組が進められてきており、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇など、活力を回復しつつある。

また、林業産出額の約4割を占める特用林産物は木材と共に地域資源として、その多くが中山間地域に位置する山村は住民が林業を営む場として、地方創生にそれぞれ重要な役割を担っている。

本章では、林業生産、林業経営及び林業労働力の動向等について記述するとともに、きのこ類を始めとする特用林産物や山村の動向について記述する。



# 1. 林業の動向

## (1) 林業生産の動向

### (木材生産の産出額の推移)

我が国の林業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきたが、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇など、その活力を回復させつつある。我が国の林業産出額は、丸太輸出、木質バイオマス発電等による新たな木材需要により増加傾向で推移し、令和4(2022)年は、前年に生じた木材価格の上昇の影響が続いたことや燃料用チップ素材の生産量が増加したことなどにより前年比6.4%増の5,807億円となった。

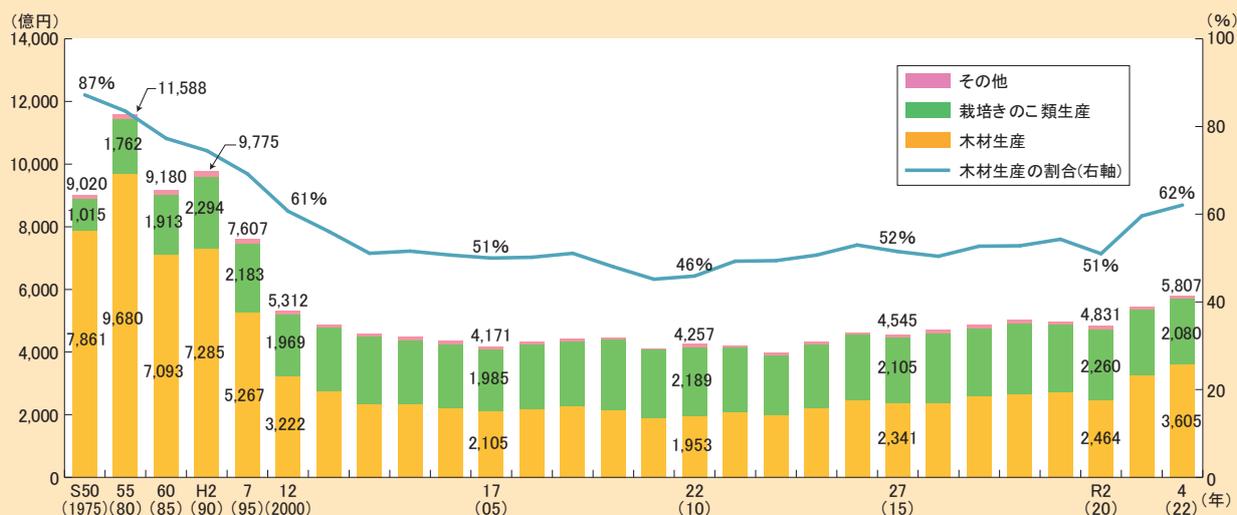
このうちの約6割を占める木材生産の産出額は、令和4(2022)年は前年比10.8%増の3,605億円となった。これに対して、令和4(2022)年の栽培きのこ類生産の産出額は2,080億円となり、前年比で0.6%減少している(資料Ⅱ-1)。

### (国産材の素材生産量の推移)

令和4(2022)年の国産材総供給量は、前年比2.7%増の3,462万 $m^3$ となった<sup>1</sup>。製材、合板及びチップ用材については、前年比1.1%増の2,208万 $m^3$ となっている。

令和4(2022)年の素材<sup>2</sup>生産量を樹種別にみると、スギは前年比2.5%増の1,324万 $m^3$ 、ヒノキは前年比3.5%減の297万 $m^3$ 、カラマツは前年比2.8%減の193万 $m^3$ 、広葉樹は前年比3.6%減の170万 $m^3$ となり、樹種別割合は、スギが59.9%、ヒノキが13.5%、カラマツが8.7%、広葉樹が7.7%となっている。また、国産材の地域別素材生産量をみると、令和4(2022)年は多い順に、東北(26%)、九州(24%)、北海道(15%)が上位となっている(資料

資料Ⅱ-1 林業産出額の推移



注:「その他」は、薪炭生産及び林野副産物採取。

資料:農林水産省「林業産出額」

<sup>1</sup> 林野庁「令和4(2022)年木材需給表」。パルプ用材、その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出を含む数量。

<sup>2</sup> 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

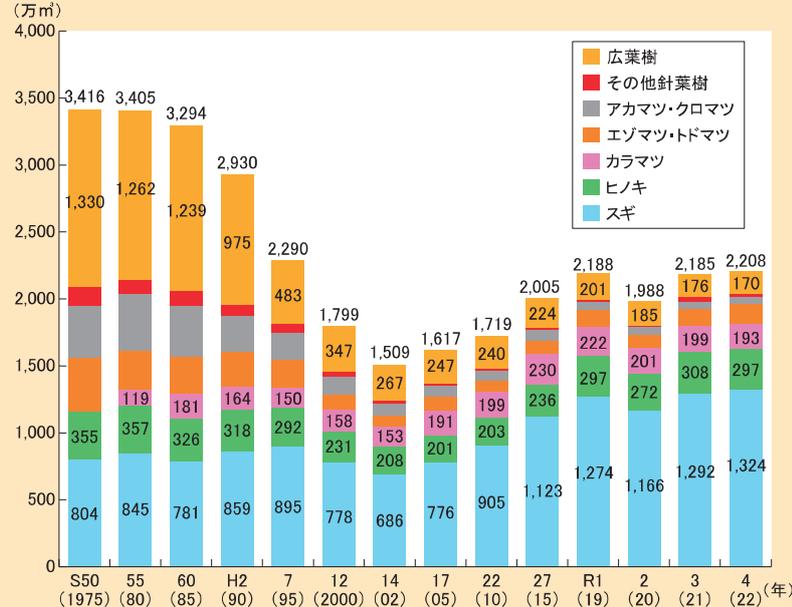
## II-2)。

### (素材価格の推移)

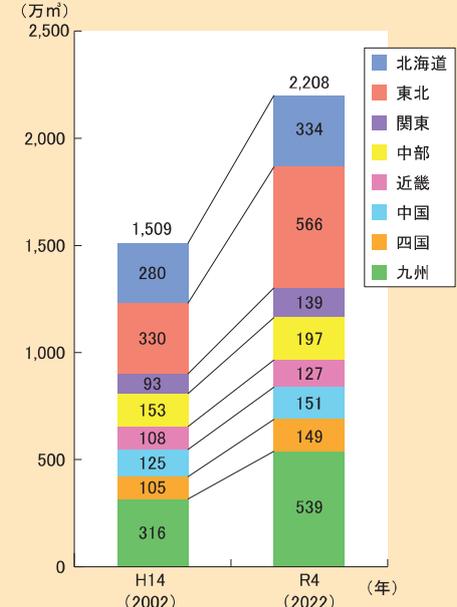
スギの素材価格<sup>3</sup>は、昭和55(1980)年をピークに下落してきたが、近年は13,000～14,000円/m<sup>3</sup>程度で横ばいで推移してきた。ヒノキの素材価格もスギと同様の状況であ

#### 資料II-2 国産材の素材生産量の推移

〔全国〕



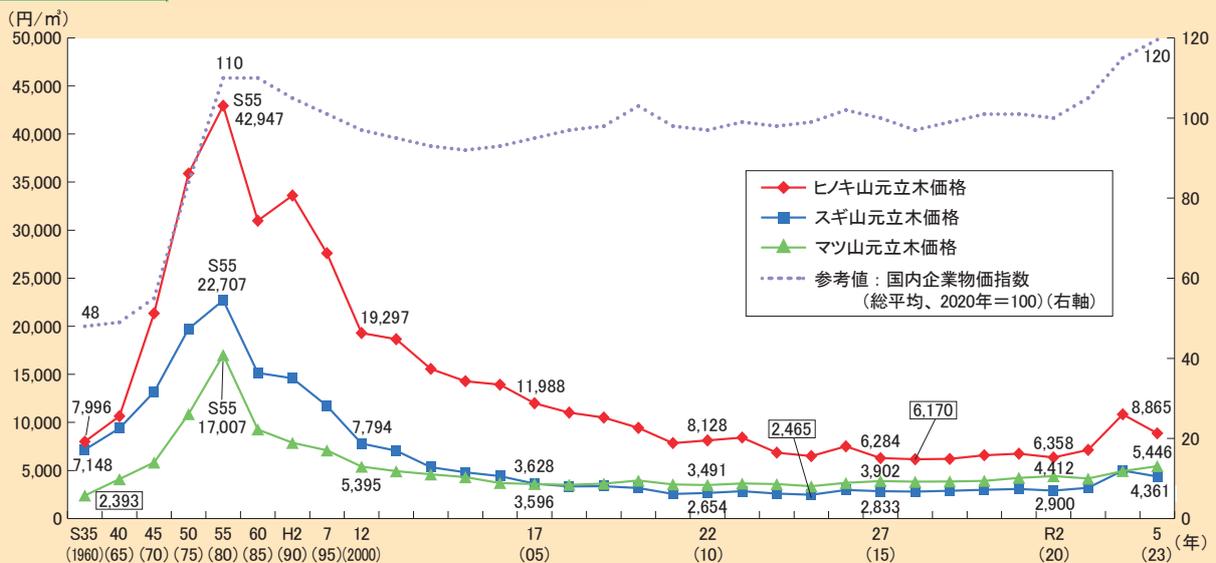
〔地域別〕



注：製材工場、合単板工場及び木材チップ工場に入荷した製材用材、合板用材(平成29(2017)年からはLVL用を含んだ合板等用材)及び木材チップ用材が対象(その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出用丸太を含まない。)

資料：農林水産省「木材需給報告書」

#### 資料II-3 全国平均山元立木価格の推移



注：マツ山元立木価格は、北海道のマツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格である。

資料：一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

<sup>3</sup> 製材工場着の価格。木材価格の推移については、第三章第1節(3)125-126ページを参照。

り、近年は18,000円/m<sup>3</sup>前後で横ばいで推移してきた。カラマツの素材価格は、平成16(2004)年を底にその後は若干上昇傾向で推移し、近年は12,000円/m<sup>3</sup>前後で推移してきた。

素材価格は、令和3(2021)年に国産材の需要の高まり等を受けて上昇し、令和5(2023)年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和2(2020)年よりも高い水準で推移している。令和5(2023)年の年平均価格は、スギは15,800円/m<sup>3</sup>、ヒノキは22,000円/m<sup>3</sup>、カラマツは16,000円/m<sup>3</sup>となった。

### (山元立木価格の推移)

令和5(2023)年3月末現在の山元立木価格は、スギが前年同月比13%減の4,361円/m<sup>3</sup>、ヒノキが18%減の8,865円/m<sup>3</sup>、マツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)が10%増の5,446円/m<sup>3</sup>であった(資料Ⅱ-3)。

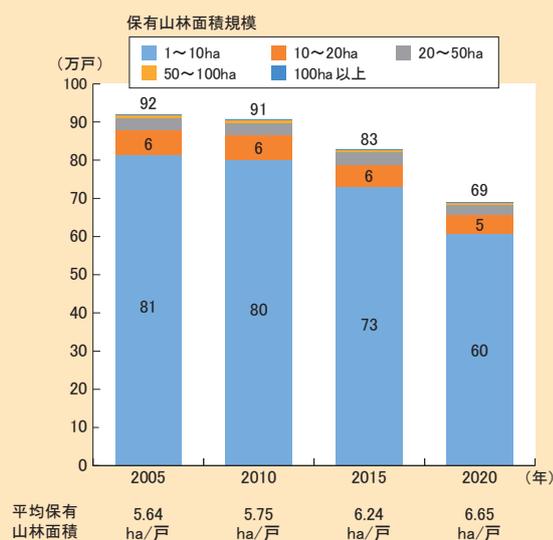
## (2) 林業経営の動向

### (林家)

2020年農林業センサスによると、林家<sup>4</sup>の数は69万戸となっている。保有山林<sup>5</sup>面積が10ha未満の林家の数が全体の88%と小規模・零細な構造となっており、その5年前の前回調査(2015年農林業センサス)と比べ、この層の林家の割合は大きく変化していない。なお、平均保有山林面積は6.65ha/戸となっている(資料Ⅱ-4)。

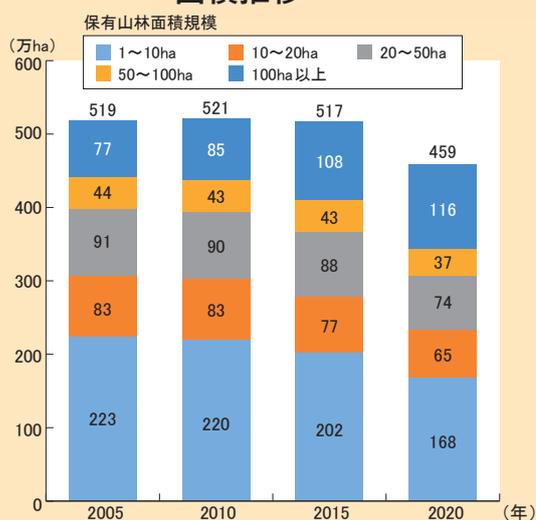
保有山林面積の合計は459万haであり、前回調査から減少しているが、100ha以上の規模の林家の面積は116万haと、前回調査から増加するとともに、保有山林面積の合計に占める割合も増加している(資料Ⅱ-5)。

資料Ⅱ-4 林家の数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

資料Ⅱ-5 林家の規模別の保有山林面積推移



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：農林水産省「農林業センサス」

<sup>4</sup> 保有山林面積が1ha以上の世帯。

<sup>5</sup> 自らが林業経営に利用できる(している)山林のこと。

保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林

## (林業経営体)

令和2(2020)年の林業経営体<sup>6</sup>数は3.4万経営体で、前回調査と比べて大幅に減少している(資料Ⅱ-6)。

林業経営体数を組織形態別にみると、個人経営体<sup>7</sup>は82%(2.8万経営体)と大半を占める(資料Ⅱ-7)。自伐林家については、明確な定義はないが、保有山林において素材生産を行う家族経営体に近い概念と考えると、2,954経営体存在する<sup>8</sup>。

林業経営体の保有山林面積の合計をみると、令和2(2020)年は332万haで、前回調査から減少しているが、平均保有山林面積は100.77ha/経営体と、前回調査から約2倍に増加している(資料Ⅱ-6)。

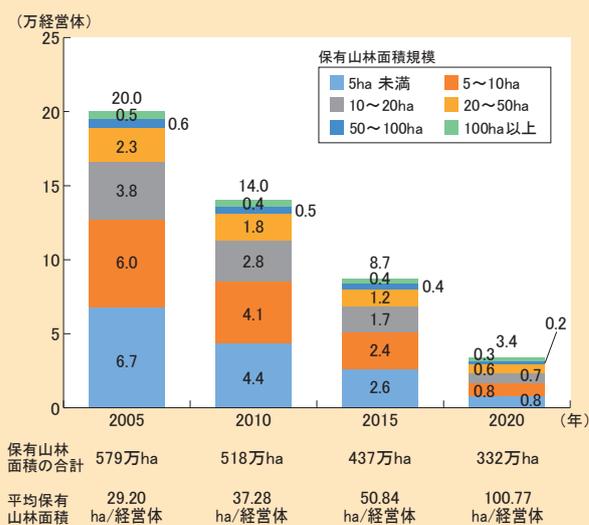
林業経営体数・保有山林面積の減少要因としては、山林の高齢級化の進行等により直近5年間に間伐等の施業を行わなかったため調査対象外となった者が増加したことが一因と推察される。

## (林業経営体の作業面積)

保有山林については、作業面積の推移をみると、間伐、下刈り等の育林作業の減少が顕著である。作業面積を組織形態別にみると、個人経営体の占める割合が減少しており、特に間伐では大きく減少している。

作業受託については、森林組合や民間事業体<sup>9</sup>の占める割合が大きく、作業の中心的な担い手となっている。このうち、植林、下刈り、間伐は森林組合が、主伐は民間事業体が中心的な担い手となっている(資料Ⅱ-8)。主伐を行う林業経営体には、主伐後の再造林を実施することが期待されており、森林所有者に適切に働き掛けることが

## 資料Ⅱ-6 林業経営体数及び保有山林面積の推移



注1: 平均保有山林面積は、保有山林がある林業経営体における平均値。

注2: 計の不一致は四捨五入による。

資料: 農林水産省「農林業センサス」

## 資料Ⅱ-7 林業経営体数の組織形態別内訳

(単位: 経営体)

	林業経営体	素材生産を行った林業経営体	林業作業の受託を行った林業経営体
法人化していない経営体	29,080	3,745	1,326
個人経営体	27,776	3,582	1,236
法人化している経営体	4,093	1,861	2,000
民間事業体	1,994	1,182	1,211
森林組合	1,388	533	647
その他	711	146	142
地方公共団体・財産区	828	233	23
合計	34,001	5,839	3,349

注: 法人化している経営体のうち、その他の中には、「農事組合法人」、「農協」、「その他の各種団体」、「その他の法人」を含む。

資料: 農林水産省「2020年農林業センサス」

<sup>6</sup> ①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木の購入により過去1年間に200㎡以上の素材生産を行っているのいずれかに該当する者。なお、森林経営計画については第1節(4)97ページを参照。

<sup>7</sup> 家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

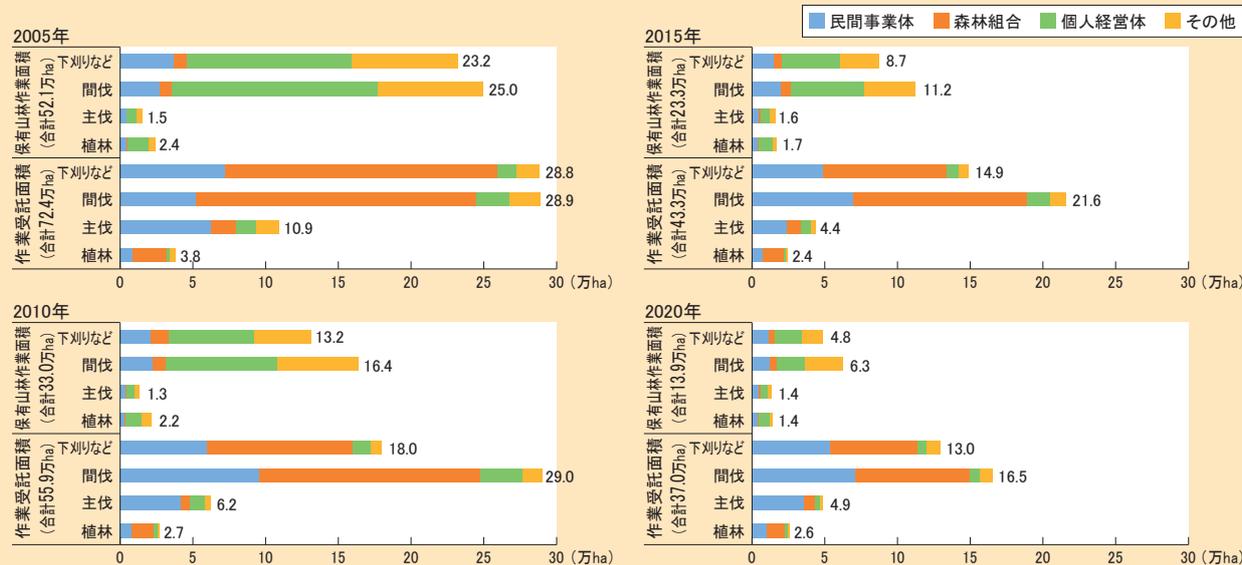
<sup>8</sup> 農林水産省「2020年農林業センサス」(組替集計)

<sup>9</sup> 民間事業体とは、株式会社(有限会社も含む。)、合名・合資会社、合同会社、相互会社。

重要である。主伐のみを行う民間事業者においても森林組合等の造林事業者と連携した再造林の取組がみられる。

また、作業受託とは異なり林業経営体が保有山林以外で期間を定めて一連の作業・管理を一括して任されている山林の面積は98万haであり、その約9割を森林組合又は民間事業者が担っている<sup>10</sup>。

### 資料Ⅱ－8 組織形態別の作業面積の推移



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：農林水産省「農林業センサス」

### (林業経営体による素材生産量は増加)

素材生産量のうち約8割は森林所有者からの受託や立木買いにより生産されており、民間事業者や森林組合が素材生産全体の約8割を担う状況となっている(資料Ⅱ－9)。

また、素材生産を行った林業経営体数は、令和2(2020)年で5,839経営体であり、前回調査から減少する一方で、素材生産量の合計は増加し、1経営体当たりの平均素材生産量は3.5千m<sup>3</sup>に増加している。年間素材生産量が1万m<sup>3</sup>以上の林業経営体による生産量は、生産量全体の約7割まで伸展しており、規模拡大が進行している(資料Ⅱ－10)。

素材生産を行った林業経営体数を組織形態別にみると、個人経営体は3,582経営体であり、前回調査から大幅に減少している(資料Ⅱ－11)。

また、平成30年林業経営統計調査報告によると、会社経営体の素材生産量を就業日数(素材生産従事者)で除した1人・日当たり素材生産量(労働生産性)は平均で7.1m<sup>3</sup>/人・日

### 資料Ⅱ－9 生産形態別及び組織形態別の素材生産量



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

<sup>10</sup> 農林水産省「2020年農林業センサス」。森林組合が53万ha、民間事業者が35万ha。

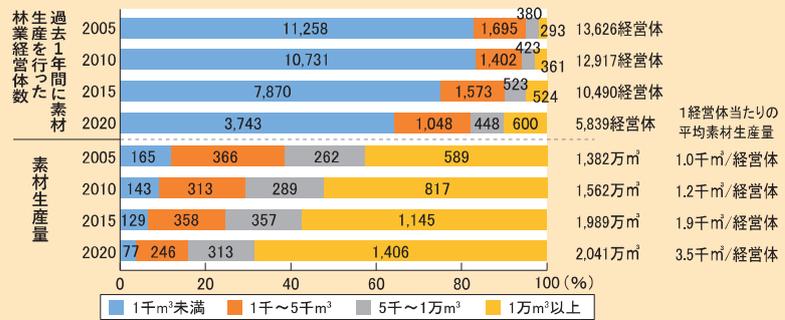
である<sup>11</sup>。林野庁は、令和12(2030)年度までに、林業経営体における主伐の労働生産性を11m<sup>3</sup>/人・日、間伐の労働生産性を8m<sup>3</sup>/人・日とする目標を設定している。

### (林業所得に係る状況)

2020年農林業センサスによると、個人経営体2.8万経営体のうち、調査期間の1年間に何らかの林産物<sup>12</sup>を販売したものの数は、全体の約2割に当たる5,649経営体となっている。

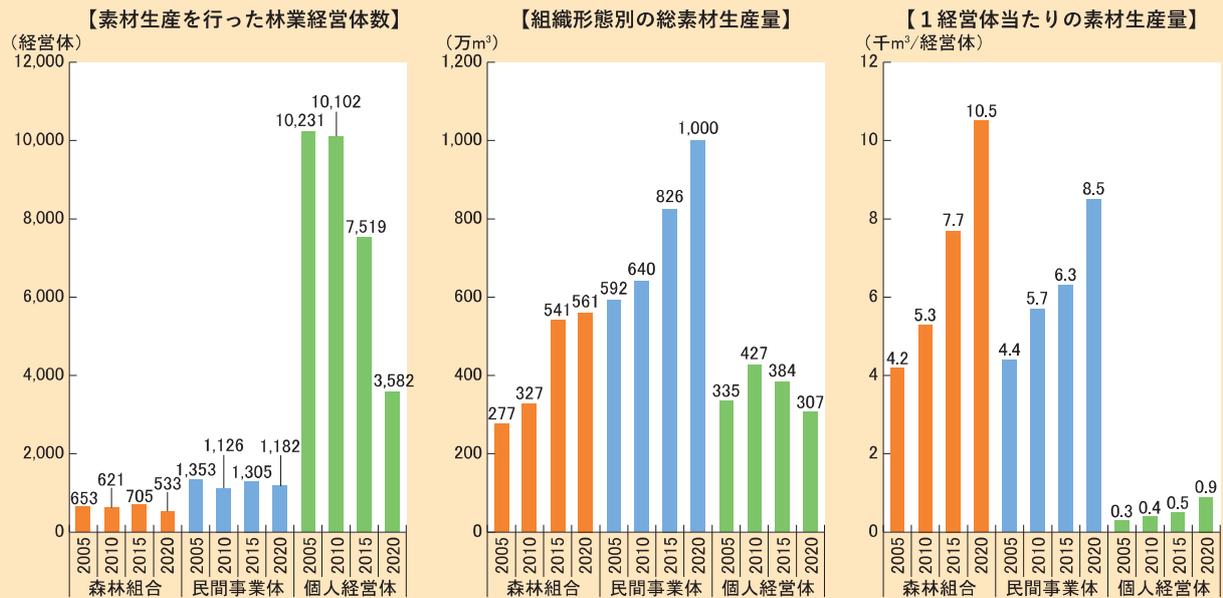
また、平成30年林業経営統計調査報告によると、家族経営体<sup>13</sup>の1経営体当たりの年間林業粗収益は378万円で、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は104万円となっている。

### 資料Ⅱ-10 素材生産量規模別の林業経営体数等の推移



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

### 資料Ⅱ-11 組織形態別の素材生産量等の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

### (森林組合の動向)

森林組合は、森林組合法に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・販売・加工等を行っている。さらに、森林経営管理制度の主要な担い手として森林の経営管理の集積・集約化を推進し労働生産性を高めることや、木材の販売を強化し収益力を高めることが求められている。これらの

<sup>11</sup> 会社経営体の調査の対象は、2015年農林業センサスに基づく林業経営体のうち、株式会社、合名・合資会社等で、①過去1年間の素材生産量が1,000m<sup>3</sup>以上、②過去1年間の受託収入が2,000万円以上のいずれかに該当するもの。

<sup>12</sup> 用材(立木又は素材)、ほど木用原木及び特用林産物(薪、炭、山菜等(栽培きのこ類、林業用苗木は除く。))。

<sup>13</sup> 保有山林面積が20ha以上で、家族経営により一定程度以上の施業を行っている林業経営体(法人化されたものを含む。)

取組を通じて組合員や林業従事者の収益を確保することで、組合員の再造林の意欲を高め、地域において持続可能な林業経営の推進に寄与することが、より一層期待されている。

令和3年度森林組合統計によると、令和3(2021)年度の数  
は610組合で、全国の組合員数は148万人である。組合員が所有する森林面積は、私有林面積全体の約3分の2を占め、また令和2(2020)年の全国における植林、下刈り等の受託面積に占める森林組合の割合は約5割となっており<sup>14</sup>、我が国の森林整備の中心的な担い手となっている。また、素材生産量については平成25(2013)年度の452万m<sup>3</sup>から令和3(2021)年度には655万m<sup>3</sup>へと、近年大幅な伸びを示している。

森林組合の総事業取扱高は、令和3(2021)年度には2,959億円、1森林組合当たりでは4億8,506万円となっており、事業規模も拡大傾向にある。

一方、総事業取扱高が1億円未満の森林組合も16%存在するなど、経営基盤の強化が必要な森林組合も存在する(資料Ⅱ-12)。また個々の森林組合の得意とする分野も異なる。

このような近年の状況を踏まえ、令和2(2020)年に森林組合法が改正され、事業、組織の再編等による経営基盤の強化を図るため、合併によらずそれぞれの状況に応じた事業ごとの連携強化による広域での事業展開が可能になるよう、吸収分割及び新設分割が連携手法として導入された。また、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事1人以上の配置を義務付けた。さらに、理事の年齢や性別に偏りが生じないように配慮する旨の規定が設けられており、若年層や女性の理事の就任に積極的に取り組んでいる組合もみられる。

また、森林組合等が生産する原木<sup>15</sup>を森林組合連合会が取りまとめ、更に複数の森林組合連合会が連携し、大口需要者に販売する協定を結ぶ取組など、森林組合系統内での連携による経営基盤の強化の取組が進展している。森林組合系統では、おおむね5年に1度、森林組合系統全体の運動方針を策定しており、令和3(2021)年10月に策定された運動方針では、国産材供給量の5割以上を森林組合系統で担うことなどを掲げている。

### (民間事業体の動向)

素材生産、森林整備等の施業を請け負う民間事業体<sup>16</sup>は、令和2(2020)年には1,211経営体となっている(資料Ⅱ-7)。このうち植林を行ったものは35%(426経営体)、下刈り等を行ったものは47%(565経営体)、間伐を行ったものは68%(826経営体)となってい

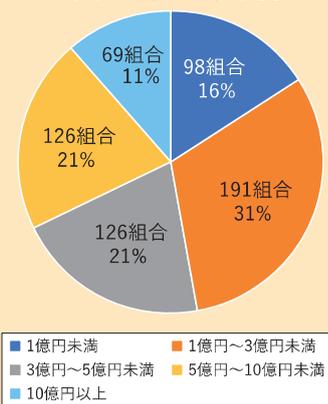


森林組合の育成

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kumiai/index.html>

### 資料Ⅱ-12 総事業取扱高別の森林組合数及び割合

令和3(2021)年度



資料：林野庁「令和3年度森林組合統計」

<sup>14</sup> 農林水産省「2020年農林業センサス」

<sup>15</sup> 製材・合板等の原材料に供される丸太。

<sup>16</sup> 調査期間の1年間に林業作業の受託を行った林業経営体のうち、株式会社(有限会社も含む)、合名・合資会社、合同会社、相互会社の合計。

る。また、受託又は立木買いにより素材生産を行った民間事業体は980経営体となっており、うち52%(505経営体)が年間の素材生産量5,000m<sup>3</sup>未満と小規模な林業経営体が多い<sup>17</sup>。安定的な事業量の確保のために、民間事業体においても、施業の集約化<sup>18</sup>や経営の受託等を行う取組が進められている。

林野庁では、民間事業体等の経営基盤の強化を図るため、低利な資金貸付けや利子助成、林業信用保証等の様々な措置を実施しており、令和4(2022)年度には、森林を購入して経営規模の拡大を図る民間事業体等への長期かつ低利な資金措置を拡充した。また、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証においては、創業間もない民間事業体等に対して、将来性を評価した保証引受等により資金調達の円滑化を支援している。

### (3) 林業労働力の動向 (林業労働力の現状)

林業従事者数は長期的に減少傾向であったが、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて横ばいに転じ、4.4万人となっている(資料Ⅱ-13)。林業生産活動を継続させていくためには、施業を担う林業従事者の育成・確保が必要である。また、林業労働力の確保は、山村の活性化の観点からも重要である。

林業従事者数を年齢階層別にみると、昭和55(1980)年には45~54歳の林業従事者数が突出して多く、特徴的な山型の分布であったが、年齢階層ごとの人数差は縮小し、山は徐々に低くなり平準化が進展している。特に高齢層が辞めていく中で、若年層が恒常的に就業し続けたことがこの傾向に寄与したものと考えられる(資料Ⅱ-14)。林業従事者の若年者率は、全産業の若年者率が低下する中、平成2(1990)年から平成22(2010)年にかけて上昇した後に横ばいで推移するとともに、平均年齢は、平成17(2005)年の54.4歳から令和2(2020)年には52.1歳まで下がっており、若返り傾向にある(資料Ⅱ-13)。

林業従事者数を従事する作業別にみると、育林従事者については、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての減少率が29%であったのに対して、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての減少率は10%となり、減少幅が低下している。育林従事者数を年齢階層別にみると、45~49歳の年齢層の就業が増加している。他方、素材生産量の増加が続く中で、伐木・造材・集材従事者数については、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて横ばいで推移している。伐木・造材・集材従事者数を年齢階層別にみると、40~44歳が最も多くなっており、若返りが顕著である(資料Ⅱ-14)。

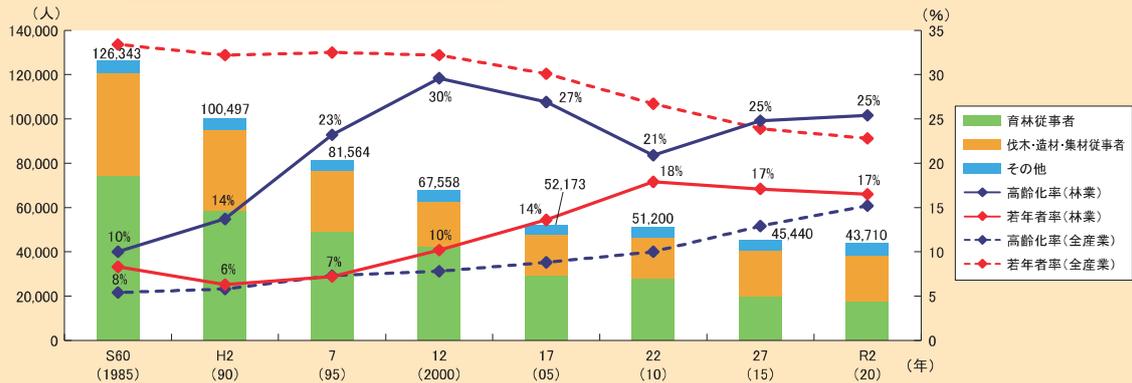
林業労働力の確保のためには、継続して新規就業者を確保するとともに、人材育成や労働環境の改善等を通じて定着率を高めていくことが重要である。

林野庁では、森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)を踏まえ、「グリーン成長」の実現に向けた木材生産や再生林・保育を担う林業労働力の確保を促進するため、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を令和4(2022)年10月に変更し、林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業の実現に向けた取組を推進していくこととしている。

<sup>17</sup> 農林水産省「2020年農林業センサス」

<sup>18</sup> 隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。

### 資料II-13 林業従事者数の推移



〔内訳〕

(単位：人)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
林業従事者	126,343 (19,151)	100,497 (14,254)	81,564 (10,468)	67,558 (8,006)	52,173 (4,488)	51,200 (3,020)	45,440 (2,750)	43,710 (2,730)
育林従事者	74,259 (15,151)	58,423 (10,848)	48,956 (7,806)	41,915 (5,780)	28,999 (2,705)	27,410 (1,520)	19,400 (1,240)	17,480 (1,320)
伐木・造材・集材従事者	46,113 (2,870)	36,486 (2,326)	27,428 (1,695)	20,614 (1,294)	18,669 (966)	18,860 (610)	20,910 (690)	20,480 (490)
その他の林業従事者	5,971 (1,130)	5,588 (1,080)	5,180 (967)	5,029 (932)	4,505 (817)	4,930 (890)	5,130 (820)	5,750 (920)

〔平均年齢〕

(単位：歳)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
全産業	41.9	42.5	43.3	43.9	45.0	45.8	46.9	48.0
林業従事者	52.2	54.5	56.2	56.0	54.4	52.1	52.4	52.1

注1：「高齢化率」とは、65歳以上の従事者の割合。

2：「若年者率」とは、35歳未満の従事者の割合。

3：内訳の( )内の数字は女性の内数。

4：2005年以前については、「林業従事者」ではなく「林業作業員」。

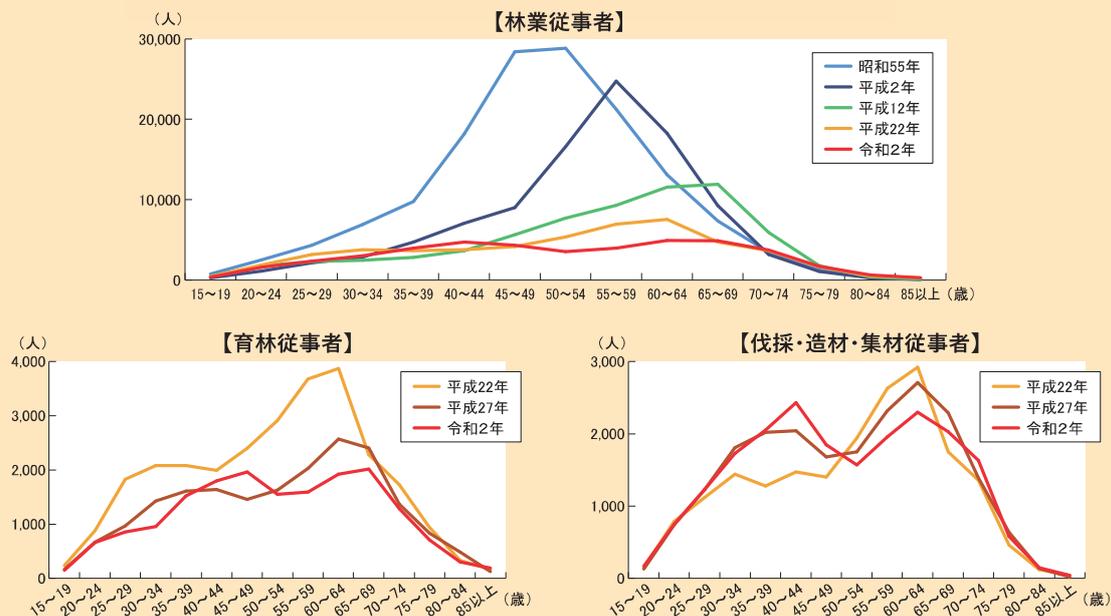
5：「伐木・造材・集材従事者」については、1985年、1990年、1995年、2000年は「伐木・造材作業員」と「集材・運材作業員」の和。

6：「その他の林業従事者」については、1985年、1990年、1995年、2000年は「製炭・製薪作業員」を含んだ数値。

7：1985～1995年の平均年齢は、総務省「国勢調査」に基づいて試算。

資料：総務省「国勢調査」

### 資料II-14 年齢階層別の林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

## (林業労働力の確保)

林野庁では、林業に関心のある都市部の若者等が就業相談等を行うイベントの開催や、就業希望者の現地訪問の実施及び林業への適性を見極めるためのトライアル雇用の実施への支援のほか、林業経営体に就業した幅広い世代に対する林業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得等の支援を行う「緑の雇用」事業により新規就業者の確保・育成を図っている。

令和4(2022)年度は同事業を活用し746人が新規に就業しており(資料Ⅱ-15)、また、同事業を活用した令和2(2020)年度の新規就業者の3年後(令和4(2022)年度末)の定着率は77.7%となっている。林野庁は、「緑の雇用」事業による新規就業者を毎年度1,200人、就業3年後の定着率を令和7(2025)年度までに80%とすることを目標としている。

さらに、林業分野における障害者雇用の促進を図るため、造林作業や山林種苗生産などの分野で、地方公共団体による林福連携の動きがみられる。

林業を営む事業所に雇用されている外国人労働者は、令和5(2023)年10月時点で205名となっている<sup>19</sup>。このような中、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる特定技能制度について、林業を対象分野として追加することが令和6(2024)年3月に閣議決定された。

人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としている技能実習制度に関して、林業関係団体は、最大5年の技能実習が可能となる技能実習2号及び3号への追加を目指し、その評価試験として活用可能な技能検定制度への林業の追加に向けて取り組んでおり、林野庁ではこの取組を支援している。

## (高度な知識と技術・技能を有する従事者育成)

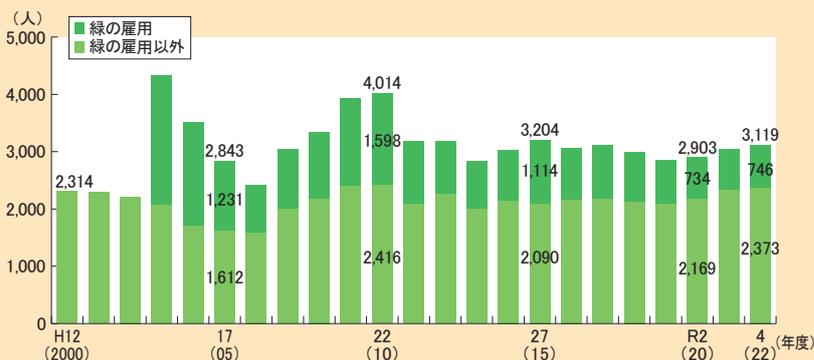
林業従事者にとって、林業が長く働き続けられる魅力ある産業となるためには、林業作業における生産性と安全性の向上や、能力評価等を活用した他産業並みの所得、安定した雇用環境の確保が必要である。



「緑の雇用」事業と林業労働力の確保・育成について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html>

資料Ⅱ-15 新規就業者数(現場技能者として林業経営体へ新規に就業した者の集計値)の推移



注:「緑の雇用」は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等による1年目の研修を修了した者を集計した値。

資料: 林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

<sup>19</sup> 厚生労働省プレスリリース「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末現在)(令和6(2024)年1月26日付け)